

国立市建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、国立市が発注する公共工事の適正な競争及び施工の確保並びに中小企業者の技術の向上及び受注機会の増大を図るため、建設工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により施工する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、国立市制限付き一般競争入札実施要綱（平成 9 年 3 月 3 1 日訓令（甲）第 4 号）第 2 条に規定する制限付き一般競争入札の対象とする建設工事のうち、その 1 件あたりの予定価格が次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める額以上のものとする。ただし、発注工事の性質等により、これによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(1) 建築工事 5 億円

(2) 土木工事 5 億円

(構成員の資格)

第 3 条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国立市競争入札参加者名簿に登録されている者

(2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 9 月国立市訓令（甲）第 3 7 号）に基づく指名停止措置を受けていない者

(3) 国立市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 2 6 年 2 月国立市訓令第 1 2 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

(4) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者

(5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 前各号に掲げる者のほか、対象工事ごとに別に定める要件を満たしている者

(構成員の数)

第 4 条 構成員は、2 者又は 3 者とする。

(結成方法)

第 5 条 共同企業体の結成は、構成員において自主的に行うものとする。

(出資比率)

第 6 条 構成員の共同企業体に係る出資比率の最小限度の基準については、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とする。

(代表者の選定)

第 7 条 共同企業体の代表者は（以下「代表者」という。）は、出資比率が構成員のうち最大の者でなければならない。

(申請)

第 8 条 共同企業体を結成したときは、代表者に次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 建設工事共同企業体協定書

(2) 委任状

2 復代理人を選任した場合には、代表者に別途復代理人用委任状を提出させるものとする。

(存続期間)

第 9 条 市が契約を締結した共同企業体は、当該契約に係る建設工事が完了した後も、なお 6 箇月は、存続するものとする。

2 当該工事の受注のために結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(連帯責任)

第 10 条 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、存続期間満了後であっても、当該工事について、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。